

プラスチックごみの発生抑制の強化を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成18年 3月30日

提 出 者

18番 砂川 なおみ

7番 梶 雅子

13番 桜井 和実

14番 三宅 英子

15番 山本 ひとみ

19番 川名 ゆうじ

武蔵野市議会議長 山下 倫一 殿

プラスチックごみの発生抑制の強化を求める意見書

容器包装リサイクル法改正の議論がいよいよ終盤を迎えます。廃棄物の発生抑制は、国の重要課題として事業者も市民とともに協働しながら取り組むことが必要とされています。これまで、環境省や経済産業省の各審議会においても、容器包装リサイクル法見直しについて議論されてきました。

しかしながら、容器包装の発生を抑制する仕組みをつくろうという積極的な気運を見出すことができない状況です。さらに、容器包装も含めた廃プラスチックの処理についていえば平成16年の東京都廃棄物審議会、平成17年の環境省中央環境審議会においてサーマルリサイクル（熱利用によるリサイクル）への方向が示されました。

これは、素材が多様で複雑なプラスチック類のマテリアルリサイクル（材料再生利用によるリサイクル）はさまざまな難点を抱えているため、廃プラスチックの焼却によるサーマルリサイクルへの方向転換が図られたものです。

しかし、このサーマルリサイクルを認めるということには問題点があります。事業者が処理費用や適正な処理方法を考慮しないでつくり続け、その後始末を各自治体が税金によって実施するという矛盾が生じてしまうことです。容器包装リサイクル法の目指すところは、循環型社会形成推進基本法で示されたリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）という3Rの優先順位を果たすための一端を担うことです。また、廃プラスチック類について「まず発生抑制」「次に再生利用」と環境省は基本方針を述べていますが、発生抑制できる仕組みやマテリアルリサイクルしやすいように材質の統一を図ることや、リユース容器を復活させて環境負荷を軽減すること等具体的な方策をさらに検討し実現すべきと考えます。廃棄物問題を含めて地球温暖化が地球規模で話題となっている昨今、法改正の視点はごみになるものを減らす発生抑制に最も力を注いだものでなければなりません。

よって武蔵野市議会は、容器包装リサイクル法改正にあたって、とりわけ容器包装プラスチックの発生抑制と環境負荷の少ない資源化の推進が実現するよう求め、サーマルリサイクルのみに流れることのないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年 3 月 3 1 日

武蔵野市議会議長 山下 倫 一

環境大臣
経済産業大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長

— あて